

第2版 はしがき
初版 はしがき
本書の使い方

序論 刑法各論の意義と体系

- 1 刑法各論の意義 1
- 2 刑法各論の体系 1
- 3 刑法各論の考え方——分析視角 2

I 個人的法益に対する罪

第1講 生命に対する罪…………… 6

1 総説 6

- (1) 生命・身体に対する罪の概観 6
- (2) 人の始期——出生 7
- (3) 人の終期——死亡 8

2 殺人の罪 9

(1) 殺人罪 9

ア 成立要件 9 イ 未遂・予備 10 ウ 罪数 10

(2) 自殺関与・同意殺人罪 10

ア 自殺関与・同意殺人罪の基本構造 10 a 成立要件 11/b 未遂 11/c 罪数 11 イ 自殺関与・同意殺人罪の重要問題 11 a 行為者による被害者の承諾の認識の有無 **論点1** 11/b 自殺の不処罰根拠と自殺関与罪の処罰根拠 **論点2** 12/c 自殺関与罪の実行の着手時期 **論点3** 13

(3) 殺人罪と自殺関与罪の区別 13

ア 同意能力の欠如 13 イ 合意による心中と偽装心中 14 ウ 強制（威迫）による自殺追込み 15

3 堕胎の罪 15

- (1) 堕胎罪総説 15

- ア 成立要件 15 イ 現 状 16 ウ 罪 数 16
- (2) 墮胎罪の類型 16
 - ア 自己墮胎罪 16 イ 同意墮胎罪・同致死傷罪 16 ウ 業務上墮胎・同致死傷罪 17
 - エ 不同意墮胎・同致死傷罪 17
- (3) 胎児性致死傷 17
- 4 遺棄の罪 19
 - (1) 遺棄罪 19
 - ア 遺棄罪の基本構造 19 イ 遺棄罪の重要問題 21 a 遺棄罪の罪質
論点1 21 / b 遺棄罪の保護法益 論点2 21 / c 遺棄の概念 論点3 22 / d
保護責任の発生根拠 論点4 23 / e ひき逃げ 論点5 24
 - (2) 遺棄致死傷罪 25
 - ア 保護責任者遺棄致死罪と殺人罪の区別 25 イ 救命可能性と保護責任者遺棄致死罪の成否 26
 - コラム 生命の形成プロセス 7
 - コラム 臓器移植法 9
 - コラム 生命保続可能性(生育可能性) 17

第2講 身体に対する罪…………… 27

- 1 傷害の罪 27
 - (1) 暴行罪 28
 - ア 暴行罪の基本構造 28 a 行為 28 / b 故意 28 イ 暴行罪の重要問題 29 a 被害者の身体への接触の要否 論点1 29 / b 傷害の危険の要否 論点2 30
 - (2) 傷害罪 30
 - ア 傷害罪の基本構造 30 a 行為・結果 30 / b 故意 31 イ 傷害罪の重要問題 31 a 傷害の意義 論点1 31 / b 暴行によらない傷害 論点2 32 / c 傷害罪の故意 論点3 32
 - (3) 傷害致死罪 33
 - (4) 現場助勢罪 34
 - (5) 同時傷害の特例 35
 - ア 同時傷害の特例の基本構造 35 イ 同時傷害の特例の重要問題 36 a 適用範囲1——傷害罪以外への適用 論点1 36 / b 適用範囲2——承継的共犯 論点2 36
 - (6) 凶器準備集合罪・同結集罪 37
 - ア 凶器準備集合罪の基本構造 37 a 保護法益と罪質 37 / b 共同加害目的 38 / c 客体——凶器 38 / d 行為 38 イ 凶器準備集合罪の重要問題 38 a 本罪の保護法益・罪質 論点1 38 / b 凶器の意義 論点2 40
- 2 過失傷害の罪 40
 - (1) 過失傷害罪 40
 - (2) 過失致死罪 40

(3) 業務上過失致死傷罪 41

ア 業務上過失致死傷罪の基本構造 41 a 成立要件 41/b 罪数 41 イ 業務上過失致死傷罪の重要問題 41 a 刑の加重根拠 **論点1** 41/b 業務の意義 **論点2** 42

(4) 重過失致死傷罪 43

(5) 過失運転致死傷罪 44

コラム 暴行概念の相対性 28

第3講 意思決定および場所的移動の自由に対する罪…………… 45

1 自由の刑法的保護 45

2 脅迫・強要の罪 45

(1) 脅迫罪 45

ア 保護法益 46 イ 客体 46 ウ 行為 46 a 抽象的危険犯 47/b 第三者による加害 47/c 「一般に人を畏怖させるに足る程度」の判断方法 48/d 一般人なら恐怖心が生じない程度の害悪の告知 48 工 加害の対象 48 才 告知の内容——特に犯罪性の要否 49 カ 告知の方法 50 キ 罪数 50

(2) 強要罪 50

ア 保護法益 51 イ 客体 51 ウ 手段(行為) 51 工 結果 51 才 未遂 52 カ 罪数 52

3 逮捕・監禁の罪 52

(1) 逮捕・監禁罪 52

ア 逮捕・監禁罪の基本構造 53 a 保護法益 53/b 客体 53/c 「不法に」 53/d 行為1——逮捕 53/e 行為2——監禁 54/f 罪数 55 イ 逮捕・監禁罪の重要問題 56 a 意思能力の要否 **論点1** 56/b 欺罔による監禁 **論点2** 56

(2) 逮捕・監禁致死傷罪 57

4 略取・誘拐の罪 58

(1) 総説 58

(2) 未成年者拐取罪 58

ア 未成年者拐取罪の基本構造 58 a 保護法益 58/b 主体 59/c 客体 59/d 行為 59/e 故意 59/f 未遂・既遂 59/g 罪数 59 イ 未成年者拐取罪の重要問題 60 a 保護法益と罪質 **論点1** 60/b 監護者による拐取 **論点2** 61

(3) 営利・わいせつ・結婚・加害目的拐取罪 62

ア 目的犯 62 a 営利目的 62/b わいせつ目的 62/c 結婚目的 62/d 加害目的 63 イ 身分犯 63 ウ 客体 63 工 行為 63 才 罪数 63

(4) 身の代金目的拐取罪 63

ア 身の代金目的拐取罪の基本構造 64 a 成立要件 64/b 未遂・予備 64/c 罪数 64 イ 身の代金目的拐取罪の重要問題——安否を憂慮する者の意義

論点1 64

- (5) 身の代金要求罪 66
ア 拐取者身の代金要求罪 66 イ 收受者身の代金要求罪 66
- (6) その他 66
ア 所在国外移送目的拐取罪 66 イ 人身売買罪 67 ウ 被拐取者等所在国外移送罪 67 エ 被拐取者收受等罪 67 オ 被拐取者の解放と刑の必要的減輕 68 カ 親告罪 68
コラム 脅迫概念の相対性 50

第4講 性的自由に対する罪・住居侵入罪…………… 70

1 性的自由に対する罪 70

- (1) 総説 70
- (2) 強制わいせつ罪 71
ア 客体 71 イ 行為 71 a 暴行・脅迫の程度 71/b 暴行自体がわいせつ行為である場合 72/c わいせつな行為 72 ウ 主観的要件 73 a 故意 73/b 主観的違法要素(傾向犯) 73 エ 罪数 74
- (3) 強制性交等罪 74
ア 客体 74 イ 主体 74 ウ 行為 75 エ 未遂 76
オ 罪数 76
- (4) 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪 76
ア 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪の基本構造 77 a 意義 77/b 抵抗困難な状態 77 イ 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪の重要問題——承諾と錯誤 論点1 78
- (5) 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪 79
ア 意義 79 イ 主体と客体の関係 79 ウ 客体 80 エ 行為 80
- (6) 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪 81
ア 意義 81 イ わいせつ等に随伴する死傷 81 ウ 死傷結果の認識がある場合(刑のバランス) 82 a 傷害結果につき故意がある場合 82/b 死亡結果につき故意がある場合 82

2 住居侵入罪 83

- (1) 保護法益 83
- (2) 住居侵入罪の基本構造 83
ア 客体 84 a 住居等の意味 84/b 占拠の適法性 84/c 居住(共同生活)離脱者の立入り 85/d 集合住宅の共用部分 85/e 囲繞地^{いじょうち} 85/f 囲障自体の建造物性 86 イ 行為 86 ウ 「正当な理由がないのに」 87
エ 罪質 87 オ 未遂・既遂 87 カ 罪数 87
- (3) 住居侵入罪の重要問題 87
ア 侵入概念 論点1 87 イ 現実の承諾の有効性 論点2 88 ウ 推定的(包括的)承諾の有効性 論点3 89 エ 意思対立 論点4 90 オ ピラ配布目的での集合住宅の共用部分への立入り 論点5 91

- (4) 不退去罪 93
ア 意義 93 イ 客体 93 ウ 行為 94 エ 未遂・既遂 94
コラム 2017年刑法一部改正の概要 70

第5講 人格的法益に対する罪…………… 95

1 秘密に対する罪 95

- (1) 総説 95
(2) 信書開封罪 95
(3) 秘密漏示罪 96

2 名誉に対する罪 97

- (1) 総説 97
(2) 名誉毀損罪の基本構造 97
ア 名誉毀損罪 97 a 客体 98/b 行為 98/c 親告罪 99 イ 死者の名誉毀損罪 99 ウ 事実証明 100 a 意義 100/b 公共の利害に関する事実(事実の公共性) 100/c 目的の公益性 101/d 特則 101/e 真実性の証明 102/f 真実性の証明の効果 103
(3) 名誉毀損罪の重要問題 103
ア 公然性の意義 論点1 103 イ 真実性の誤信(証明の失敗) 論点2 104
(4) 侮辱罪 107

第6講 信用および業務に対する罪…………… 109

1 信用毀損罪 109

2 業務妨害罪 110

- (1) 業務妨害罪の基本構造 110
ア 業務 110 イ 手段 111 ウ 妨害 112 エ 罪数 112
(2) 業務妨害罪の重要問題——公務の業務性 論点1 113
(3) 電子計算機損壊等業務妨害罪 116
ア 意義 116 イ 成立要件 116 ウ 未遂 117

第7講 財産犯総説・窃盗罪…………… 118

1 財産犯総説 118

- (1) 財産犯の行為客体 118
ア 財物(物) 118 イ 財産上の利益 119
(2) 財産犯の保護客体 119
ア 個別財産に対する罪 119 イ 全体財産に対する罪 119
(3) 行為態様による区別 120
ア 毀棄罪 120 イ 領得罪 120 a 直接領得罪と間接領得罪 120/b 移転罪と非移転罪 120/c 盗取罪と交付罪 120

2 窃盗罪の基本構造 121

- (1) 保護法益 122
- (2) 客観的要件 122
 - ア 客体 122 a 他人の所有物 122 / b 他人の占有物 124 イ 行為 126 ウ 結果 126
- (3) 主観的要件 126
 - ア 故意 126 イ 不法領得の意思 126
- (4) 未遂・既遂 127
 - ア 未遂（実行の着手時期） 127 イ 既遂（既遂時期） 128
- (5) 罪数 128

3 窃盗罪の重要問題 129

- (1) 占有移転罪（窃盗・強盗・詐欺・恐喝罪）の保護法益 **論点1** 129
 - ア 問題の所在 129 イ 保護法益をめぐる学説状況 130 ウ 見解の対立を理解するための5つの事例 131 エ 判例の立場 133
- (2) 占有の有無 **論点2** 136
 - ア 考慮要素 136 イ 裁判例の傾向 137
- (3) 占有の帰属 **論点3** 139
 - ア 対等者間の場合 139 イ 上下・主従関係がある場合 140 ウ 支配関係がある場合 140 エ 封緘物の場合 140
- (4) 死者の占有 **論点4** 141
 - ア 死亡と無関係の第三者が財物を領得した場合 142 イ 財物を領得する意思で被害者を殺害して財物を領得した場合 142 ウ 殺害後に初めて財物を領得する意思が生じて財物を領得した場合 142
- (5) 不法領得の意思 **論点5** 144
 - ア 不法領得の意思の内容 144 イ 使用窃盗の不可罰性と権利者排除意思 145
 - ウ 権利者排除意思の有無の認定 146 エ 窃盗罪と毀棄罪の区別 147 オ 利用処分意思の有無の認定 148

4 不動産侵奪罪 150

- (1) 保護法益 150
- (2) 客観的要件 150
 - ア 客体 150 イ 行為 151 ウ 結果 153
- (3) 主観的要件 153
- (4) 未遂・既遂 153

5 親族相盗例 153

- (1) 244条の趣旨 153
- (2) 親族関係の範囲 154
- (3) 親族関係の錯誤 154

第8講 強盗罪の基本類型…………… 156

1 総説 156

2 強盗罪（1項強盗罪）の基本構造 157

(1) 保護法益 158

(2) 客観的要件 158

ア 客体 158 イ 行為 158 a 暴行・脅迫 158 / b 強取 159
ウ 結果 160

(3) 主観的要件 160

(4) 未遂・既遂 160

(5) 罪数 161

3 強盗罪（1項強盗罪）の重要問題 161

(1) 強盗と恐喝の区別——暴行・脅迫の認定 論点1 161

ア 強盗罪における暴行・脅迫の意義 161 イ 暴行・脅迫の判断基準 161
ウ 暴行・脅迫の有無の認定方法 161 a 暴行・脅迫の態様（何をしたのか）
161 / b 行為者および被害者の状況（誰が誰に） 162 / c 日時・場所・周囲の状況（いつどこで） 162 / d 被害者の対応（どのように） 162 / e まとめ 163

(2) ひったくり行為と強盗罪の成否 論点2 163

ア 問題の所在 163 イ 強盗罪の成否 163 ウ 恐喝罪・窃盗罪の成否 164

(3) 財物取得後の暴行・脅迫 論点3 165

(4) 暴行・脅迫後の領得意思 論点4 166

ア 問題の所在 166 イ 判例・通説の立場 167 ウ 新たな暴行・脅迫 167
エ 強制性交等罪・強制わいせつ罪と新たな暴行・脅迫 168

(5) 反抗抑圧の要否 論点5 170

ア 強盗未遂説（通説） 171 イ 強盗既遂説（判例） 171

4 強盗利得罪（2項強盗罪）の基本構造 172

(1) 保護法益 172

(2) 客観的要件 173

ア 客体 173 イ 行為 174 ウ 結果 174

(3) 主観的要件 174

(4) 未遂・既遂 174

(5) 罪数 175

5 強盗利得罪（2項強盗罪）の重要問題 175

(1) 不法な利益 論点6 175

(2) 財産的利益の具体性 論点7 176

ア 相続により財産を承継する利益 176 イ 経営上の権益 177 ウ 預貯金
口座から預貯金の払戻しを受けうる地位 178

(3) 処分行為の要否 論点8 179

- (4) 利益移転の現実性 **論点9** 179
 ア 債権に関する証拠が残っていない場合 180 イ 債権に関する証拠が残っている場合 180
- (5) 先行する財物取得罪と後行する2項強盗罪の関係 **論点10** 182
 ア 詐取した財物の代金を暴行・脅迫により免脱した場合 182 イ 財物窃取後、被害者による返還請求を暴行・脅迫により免脱した場合 183
 コラム 窃盗罪と強盗罪の関係 157
 コラム 強取の意義 172
 コラム 移転性のある利益であることは必要か 173
 コラム 利益の移転と実行行為の関係 182

第9講 強盗罪の拡張類型——準強盗罪等…………… 186

1 事後強盗罪の基本構造 186

- (1) 立法趣旨 187
 (2) 保護法益 188
 (3) 法的性格 188
 (4) 客観的要件 188
 ア 窃盗 189 イ 暴行・脅迫 189 a 窃盗の機会 189／b 相手方 189／c 程度 189
 (5) 主観的要件 191
 ア 故意 191 イ 目的 191
 (6) 未遂・既遂 191
 (7) 予備 192
 (8) 罪数 192

2 事後強盗罪の重要問題 192

- (1) 窃盗の機会 **論点1** 192
 ア 逃走追跡型 193 イ 現場滞留型 194 ウ 現場回帰型 194
 (2) 強盗と事後強盗の区別 **論点2** 197
 ア 1項強盗と事後強盗の区別 197 イ 2項強盗と事後強盗の区別 198
 (3) 事後強盗と共犯 **論点3** 199
 ア 身分犯説によるアプローチ 200 a 加減的身分説 200／b 構成的身分説 201 イ 結合犯説によるアプローチ 201
 (4) 事後強盗の予備罪の成否 **論点4** 203

3 昏酔強盗罪 205

- (1) 立法趣旨 205
 (2) 保護法益 206
 (3) 客観的要件 206
 ア 客体 206 イ 行為 206 a 昏酔させる行為 206／b 財物を窃取する行為 207 ウ 結果 207 エ 因果関係 207

(4) 主観的要件 207

(5) 罪数 208

4 強盗予備罪 208

(1) 立法趣旨 208

(2) 客観的要件 208

(3) 主観的要件 208

(4) 予備の中止 209

(5) 罪数 209

コラム 「強盗として論ずる」の意味 187

コラム 暴行・脅迫の規範定立の際に注意すべきこと 190

第10講 強盗罪の加重類型——強盗致死傷罪等…………… 210

1 強盗致死傷罪の基本構造 210

(1) 立法趣旨 211

(2) 保護法益 211

(3) 法的性格 211

(4) 客観的要件 211

ア 主体 211 イ 客体 212 ウ 行為 212 エ 結果 213

(5) 主観的要件 213

ア 死傷について故意がある場合を含むか（上限の問題） 213 イ 暴行の故意が必要か（下限の問題） 213

(6) 未遂・既遂 214

(7) 罪数 214

2 強盗致死傷罪の重要問題 214

(1) 240条の法的性格 論点1 214

(2) 死傷結果の原因行為 論点2 216

ア 学説状況 216 イ 「強盗の機会」の認定 218

(3) 240条における「負傷」の意義 論点3 221

(4) 脅迫による傷害 論点4 221

(5) 未遂・既遂 論点5 225

3 強盗・強制性交等罪・同致死罪の基本構造 226

(1) 立法趣旨 226

(2) 保護法益 226

(3) 客観的要件 227

ア 主体 227 イ 行為 227 ウ 結果 227

(4) 主観的要件 228

(5) 減輕・免除事由 228

(6) 罪数 229

4 強盗・強制性交等罪・同致死罪の重要問題 229

(1) 強盗・強制性交等「致傷」の場合 論点1 229

(2) 強盗・強制性交等「殺人」の場合 論点2 230

コラム 強盗致死傷罪における「強盗」の論じ方 212

コラム 「強盗の機会」性と「因果関係」の判断 213

コラム 「原因行為性」に関する論述の仕方 218

第11講 詐欺の罪…………… 233

1 総説 233

2 1項詐欺罪・2項詐欺罪の基本構造 234

(1) 1項詐欺罪の成立要件 234

ア 客 体 234 イ 行為・結果 234 ウ 主観的要件 235

(2) 2項詐欺罪の成立要件 235

ア 客 体 236 イ 行為・結果 236 ウ 主観的要件 236

(3) 未遂・既遂 237

(4) 違法性阻却事由 237

(5) 罪 数 237

3 1項詐欺罪・2項詐欺罪の重要問題 238

(1) 詐欺罪の成立要件(1)——欺罔行為 論点1 238

(2) 詐欺罪の成立要件(2)——処分（交付）行為 論点2 239

ア 処分（交付）行為の機能 239 イ 欺罔者・被欺罔者（処分権者）・被害者
241 ウ 処分意思の要否 241 エ 直接性の要件 244

(3) 詐欺罪の成立要件(3)——財産的損害 論点3 245

ア 形式的個別財産説と実質的個別財産説 245 イ 財産的損害の判断方法 248
ウ 交付時期の変更 251

(4) 詐欺罪の諸類型(1)——国の財産的利益の詐取 論点4 252

ア 国や地方公共団体の財産的利益の詐取 252 イ 文書の不正取得 253 a
詐欺罪の成立が否定される場合 253/b 詐欺罪の成立が肯定される場合 254

(5) 詐欺罪の諸類型(2)——訴訟詐欺 論点5 255

(6) 詐欺罪の諸類型(3)——クレジットカードの不正使用 論点6 256

ア 自己名義のクレジットカードの不正使用 256 イ 他人名義のクレジットカード
の不正使用 258

(7) 詐欺罪の諸類型(4)——キセル乗車 論点7 259

ア 問題の所在 260 イ 乗車駅での行為 260 ウ 下車駅での行為 261

(8) 詐欺罪の諸類型(5)——不法原因給付物と詐欺罪 論点8 262

4 準詐欺罪 262

(1) 総説 263

(2) 成立要件 263

ア 客 体 263 イ 行為・結果 263 ウ 主観的要件 263

5 電子計算機使用詐欺罪 263

- (1) 総説 264
- (2) 成立要件 264
 - ア 客 体 264
 - イ 行 為・結 果 265
 - ウ 主 観 的 要 件 267
- (3) 未遂・既遂 267
- (4) 罪 数 267
 - コラム 無銭飲食 244
 - コラム 実質的個別財産説と法益関係的錯誤説 251
 - コラム 自動改札 261

第12講 恐喝の罪…………… 268

1 総説 268

2 1項恐喝罪・2項恐喝罪の基本構造 268

- (1) 1項恐喝罪の成立要件 268
 - ア 客 体 269
 - イ 行 為・結 果 269
 - a 恐喝による財物の交付 269／b 恐 喝 270／c 畏怖に基づく交付行為 271
 - ウ 主 観 的 要 件 271
 - (2) 2項恐喝罪の成立要件 271
 - ア 客 体 272
 - イ 行 為・結 果 272
 - ウ 主 観 的 要 件 272
 - (3) 未遂・既遂 272
 - (4) 違法性阻却事由 272
 - (5) 罪 数 273
- ### 3 1項恐喝罪・2項恐喝罪の重要問題——権利行使と恐喝罪 論点1 273
- (1) 自己所有の特定物の取戻し 274
 - (2) 債務の弁済の受領 275

第13講 横領の罪…………… 277

1 総説 277

- (1) 意 義 277
- (2) 保護法益 277

2 横領罪(委託物横領罪・単純横領罪)の基本構造 278

- (1) 意 義 278
- (2) 成立要件 278
 - ア 主 体 278
 - イ 客 体 279
 - a 「物」 279／b 「自己の占有」 279／c 委託信任関係 280／d 物の他人性 280
 - ウ 行 為 281
 - エ 主 観 的 要 件 282
- (3) 既 遂 282
- (4) 罪 数 283

3 横領罪の重要問題 283

- (1) 横領罪における占有(1)——不動産の占有 論点1 283

- (2) 横領罪における占有(2)——預金による金銭の占有 **論点2** 285
 - ア 自己名義の口座の預金と法律上の支配 285
 - イ 他人名義の口座の預金と法律上の支配 286
 - ウ 預金による金銭の占有と横領罪・移転罪 287
 - (3) 振り込め詐欺・恐喝 **論点3** 288
 - ア 振り込め詐欺・恐喝と預金による金銭の占有 288
 - イ 出し子の刑事責任 289
 - (4) 誤振込み **論点4** 289
 - (5) 他人性(1)——金銭の他人性 **論点5** 291
 - (6) 他人性(2)——所有権留保・譲渡担保 **論点6** 293
 - ア 所有権留保 293
 - イ 譲渡担保 294
 - (7) 他人性(3)——不法原因給付 **論点7** 294
 - (8) 盗品等の領得・盗品等の処分代金の着服 **論点8** 296
 - (9) 横領・不法領得の意思(1)——毀棄・隠匿の意思 **論点9** 297
 - ア 越権行為説と領得行為説 297
 - イ 不法領得の意思の意義 298
 - (10) 横領・不法領得の意思(2)——一時使用の意思 **論点10** 299
 - ア 使用横領 299
 - イ 金銭の一時流用 300
 - (11) 横領・不法領得の意思(3)——専ら本人のためにする意思 **論点11** 301
 - (12) 二重売買 **論点12** 302
 - ア 売主における横領罪の成否 303
 - a 不動産の二重売買 303
 - b 動産の二重売買 304
 - イ 第2譲受人における横領罪の共犯の成否 304
 - ウ 売主における詐欺罪の成否 306
 - (13) 横領後の横領 **論点13** 307
 - ア 旧判例 307
 - イ 新判例 308
 - (14) 後見人による横領と親族相盗例 **論点14** 309
- 4 業務上横領罪** 310
- (1) 意義 310
 - (2) 業務 311
 - (3) 共犯 311
- 5 占有離脱物横領罪（遺失物等横領罪）** 312
- (1) 意義 312
 - (2) 成立要件 312
 - ア 客體 312
 - イ 行為 313
 - ウ 主観的要件 313
 - (3) 罪数 313
 - コラム 単純悪意者の共犯成立を否定する理論的根拠 306
 - コラム 部分横領と全部横領 309

第14講 背任の罪…………… 314

- 1 総説 314
- 2 背任罪の基本構造 315

- (1) 成立要件 315
 - ア 主体 315 イ 行為 316 ウ 財産上の損害 317 エ 主観的要件 318
- (2) 未遂・既遂 318
- (3) 罪数 318
- 3 背任罪の重要問題 319
 - (1) 背任罪の本質 論点1 319
 - (2) 他人の事務処理者の意義(1)——他人の事務と自己の事務 論点2 321
 - ア 他人の事務と自己の事務 321 イ 二重抵当 323
 - (3) 他人の事務処理者の意義(2)——事務の内容 論点3 325
 - ア 包括的・裁量的事務 325 イ 財産上の事務 325
 - (4) 図利・加害目的の意義 論点4 326
 - ア 図利・加害の認識の程度 326 イ 行為者の動機 327 ウ 図利・加害目的における「利益」「損害」の意義 330
 - (5) 背任罪と共犯 論点5 330
 - (6) 背任罪と横領罪の関係 論点6 332
 - ア 問題の所在 332 イ 両罪の関係 333 ウ 従来の学説 334 エ 検討の順序 335 オ 横領概念の限界 337 カ 具体的適用 338
 - コラム 本人の利益のための不良貸付 330
 - コラム 背任行為の相手方の共同正犯成立を否定する理論的根拠 332
 - コラム 権限逸脱と権限濫用 335
 - コラム 横領罪と背任罪はどちらが重いか 336

第15講 盗品等に関する罪…………… 340

1 総説 340

- (1) 本罪の特徴 340
- (2) 保護法益・罪質 341
 - ア 追求権 341 イ 本犯助長性 342 ウ まとめ 343

2 盗品等関与罪の基本構造 343

- (1) 客体 343
- (2) 行為 345
 - ア 無償譲受け 346 イ 運搬 346 ウ 保管 346 エ 有償譲受け 346
 - オ 有償処分のあっせん 346
- (3) 盗品性の認識 347
- (4) 罪数 347
 - ア 各行為相互の関係 347 イ 本犯の正犯・共犯との関係 347 ウ 他罪との関係 348

3 盗品等関与罪の重要問題 348

- (1) 客体の同一性 論点1 348

- (2) 不法原因給付物・禁制品 **論点2** 349
- (3) 有償処分あっせん罪の成立時期 **論点3** 350
- (4) 盗品等保管罪における知情の時期 **論点4** 351
- (5) 被害者を相手方とする場合 **論点5** 351

4 親族等間の犯罪に関する特例 352

- (1) 趣旨 353
- (2) 適用範囲 353

第16講 毀棄・隠匿の罪..... 354

1 総説 354

- (1) 罪質と種類 354
- (2) 毀棄の意義 354

2 公用文書等毀棄罪 355

- (1) 公用文書・電磁的記録 355
- (2) 毀棄 355

3 私用文書等毀棄罪 356

- (1) 私用文書・電磁的記録 356
- (2) 毀棄 356

4 建造物等損壊罪・同致死傷罪 356

- (1) 他人の建造物・艦船 356
- (2) 損壊 357
- (3) 建造物等損壊致死傷罪 357

5 器物損壊罪 357

- (1) 他人の物 358
- (2) 損壊・傷害 358

6 信書隠匿罪 358

- (1) 他人の信書 358
- (2) 本罪の位置づけ 358

7 境界損壊罪 359

- (1) 総説 359
- (2) 構成要件 359

II 社会的法益に対する罪

第17講 放火・失火の罪..... 362

1 総説 363

- (1) 保護法益・罪質 363
- (2) 犯罪類型 363
 - ア 放火罪 363 イ 延焼罪 364 ウ 失火罪 364 エ その他の罪 364
- (3) 罪数 364

2 放火罪の基本構造 364

- (1) 共通の成立要件 365
 - ア 放火 365 イ 焼損 365
- (2) 現住建造物等放火罪 366
 - ア 総説 366 イ 客体 366 a 建造物等 366/b 人の現住性・現住性 367/c 建造物の1個性(一体性) 368 ウ 行為・結果 368 エ 故意 369 オ 未遂・予備 369 カ 罪数 369
- (3) 非現住建造物等放火罪 370
 - ア 総説 370 イ 他人所有非現住建造物等放火罪(109条1項) 370 a 客体 370/b 行為・結果 371/c 故意 371/d 未遂・予備 371 ウ 自己所有非現住建造物等放火罪(109条2項) 371
- (4) 建造物等以外放火罪 371
 - ア 総説 372 イ 客体 372 ウ 行為・結果 372 エ 公共の危険 372 オ 故意 372 カ 未遂・予備 373

3 放火罪の重要問題 373

- (1) 焼損 **論点1** 373
 - ア 焼損の意義 373 イ 燃焼の要否 374
- (2) 建造物の1個性(一体性) **論点2** 375
 - ア 複合建造物の1個性 376 a 問題の所在 376/b 平安神宮事件 376/c 物理的一体性(構造上の一一体性・延焼可能性) 377/d 機能的一体性(使用上の一一体性) 378/e 物理的一体性と機能的一体性の関係 378 イ 不燃性・難燃性建造物の1個性 379
- (3) 公共の危険 **論点3** 381
 - ア 「公共の危険」の意義 381 a 学説 382/b 判例 383 イ 「公共の危険」の判断基準 384 ウ 「公共の危険」の認識の要否 385 a 判例 386/b 学説 386

4 関連犯罪 387

- (1) 延焼罪 387
- (2) 失火罪 388
- (3) 消火妨害罪 389
- (4) 激発物破裂罪・過失激発物破裂罪 389
- (5) ガス漏出等罪・同致死傷罪 389
 - コラム 罪名に注意 367

第18講 文書偽造の罪…………… 391

1 総説 392

- (1) 保護法益 392
- (2) 犯罪類型 392
 - ア 客体による分類 392
 - イ 行為による分類 392

2 文書偽造罪（広義）の基本構造 393

- (1) 共通の成立要件 393
 - ア 文書 393 a 意思・観念の表示 393 / b 可視性・可読性 394 / c 永續性 394 / d 名義人の認識可能性 394 / e 確定性 395 / f 原本性 395
 - イ 偽造 396 a 偽造（有形偽造）の定義 396 / b 名義人と作成者 397 / c 真正文書の外観の作出 398
 - ウ 変造・虚偽作成・行使 399 a 変造 399 / b 虚偽作成（無形偽造） 400 / c 行使 401
- (2) 公文書偽造・行使等罪 402
 - ア 詔書偽造等罪 402
 - イ 公文書偽造等罪 402 a 総説 403 / b 客体 403 / c 行為 403 / d 主観的要件 404 / e 罪数 404
 - ウ 虚偽公文書作成等罪 404
 - エ 公正証書原本不実記載等罪 405 a 総説 405 / b 客体 405 / c 行為 406 / d 罪数 406
 - オ 偽造公文書行使等罪 407
- (3) 私文書偽造・行使等罪 407
 - ア 私文書偽造等罪 407 a 総説 407 / b 客体 408 / c 行為 408 / d 主観的要件 408 / e 罪数 409
 - イ 虚偽診断書等作成罪 409
 - ウ 偽造私文書等行使罪 409
- (4) 電磁的記録不正作出罪・同供用罪 410
 - ア 総説 410
 - イ 電磁的記録不正作出罪 410 a 客体 410 / b 行為 411 / c 主観的要件 411
 - ウ 不正作出電磁的記録供用罪 411
 - エ 罪数 411

3 文書偽造罪の重要問題 412

- (1) コピーの文書性 **論点1** 412
- (2) 公文書偽造・虚偽公文書作成罪の重要問題 413
 - ア 補助公務員の作成権限 **論点2** 413
 - イ 虚偽公文書作成罪の間接正犯 **論点3** 415
- (3) 私文書偽造罪の重要問題 416
 - ア 作成者の意義 **論点4** 416
 - イ 作成者の特定——名義人の承諾 **論点5** 417
 - ウ 名義人の特定 419 a 通称の使用 **論点6** 419 / b 偽名の使用 **論点7** 420 / c 肩書・資格の冒用 **論点8** 421 / d 代理・代表名義の冒用 **論点9** 422
 - コラム 形式主義と実質主義 400
 - コラム 偽造の2つの定義をどう使うか 423

第19講 その他の社会的法益に対する罪…………… 425

1 公共危険犯（放火・失火の罪を除く） 425

- (1) 総説 425
- (2) 騒乱の罪 425
 - ア 総説 425
 - イ 騒乱罪 426 a 保護法益 426 / b 多衆 426 / c 暴行・脅迫 426 / d 集団犯 427 / e 罪数 428
 - ウ 多衆不解散罪 428

(3) 出水・水利に関する罪 428

ア 総説 428 イ 現住建造物等浸害罪 429 ウ 非現住建造物等浸害罪
429 エ 水防妨害罪 429 オ 過失建造物等浸害罪 430 カ 出水危険罪
430 キ 水利妨害罪 430

(4) 往來を妨害する罪 430

ア 総説 430 イ 往來妨害罪・同致死傷罪 431 a 往來妨害罪 431 / b
往來妨害致死傷罪 431 ウ 往來危険罪 432 エ 汽車転覆等罪・同致死傷罪
433 a 汽車転覆等罪 433 / b 汽車転覆等致死罪 434 オ 往來危険による
汽車転覆等罪 434 カ 過失往來危険罪 435

(5) 公衆の健康に対する罪 435

ア 総説 435 イ 飲料水に関する罪 436 a 浄水汚染罪 436 / b 水道
汚染罪 436 / c 浄水毒物等混入罪 436 / d 浄水汚染等致死傷罪 437 / e 水道
毒物等混入罪・同致死罪 437 / f 水道損壊罪・同閉塞罪 437

2 取引等の安全に対する罪（文書偽造の罪を除く） 437

(1) 総説 437

(2) 通貨偽造の罪 438

ア 総説 438 イ 通貨偽造罪・同行使等罪 439 a 通貨偽造罪 439 / b
偽造通貨行使等罪 439 ウ 外国通貨偽造罪・同行使等罪 440 エ 偽造通貨
等取得罪 441 オ 取得後知情行使等罪 441 カ 通貨偽造等準備罪 441

(3) 有価証券偽造の罪 442

ア 総説 442 イ 有価証券偽造罪・同虚偽記入罪 442 a 客体 442 /
b 行為 443 / c 作成権限の濫用・逸脱 444 ウ 偽造有価証券行使等罪
445

(4) 支払用カード電磁的記録に関する罪 446

ア 総説 446 イ 支払用カード電磁的記録不正作出等罪 446 a 総説
446 / b 客体 446 / c 行為 447 ウ 不正電磁的記録カード所持罪 448
エ 支払用カード電磁的記録不正作出準備罪 448

(5) 印章偽造の罪 448

ア 総説 448 イ 共通の成立要件 448 a 印章・署名・記号 448 / b
偽造・使用 449 ウ 犯罪類型 449 a 御璽偽造罪・同不正使用等罪 449 /
b 公印偽造罪・同不正使用等罪 450 / c 公記号偽造罪・同不正使用等罪 450 /
d 私印偽造罪・同不正使用等罪 450

(6) 不正指令電磁的記録に関する罪 450

ア 総説 450 イ 不正指令電磁的記録作成等罪 451 ウ 不正指令電磁的
記録取得等罪 452

3 風俗に対する罪 452

(1) 総説 452

(2) わいせつ・重婚の罪 452

ア 総説 452 イ わいせつの意義 453 ウ 公然わいせつ罪 453 エ
わいせつ物頒布等罪 454 a 総説 454 / b 客体 454 / c 行為 455 /
d 共犯 456 オ 淫行勧誘罪 456 カ 重婚罪 456

- (3) 賭博・富くじに関する罪 456
 - ア 総説 456
 - イ 賭博罪(単純賭博罪) 457
 - ウ 常習賭博罪 457
 - エ 賭博場開張等図利罪 458
 - オ 富くじ発売等罪 458
- (4) 礼拝所・墳墓に関する罪 459
 - ア 総説 459
 - イ 礼拝所不敬罪 459
 - ウ 説教等妨害罪 459
 - エ 墳墓発掘罪 460
 - オ 死体損壊等罪 460
 - カ 墳墓発掘死体損壊等罪 460
 - キ 変死者密葬罪 461

Ⅲ 国家的法益に対する罪

第20講 賄賂罪…………… 464

1 収賄罪の基本構造 464

- (1) 立法趣旨 465
- (2) 保護法益 465
- (3) 成立要件 465
 - ア 主体 465
 - イ 職務関連性 466
 - ウ 客体 467
 - エ 行為 468
 - オ 主観的要件 468
- (4) 罪数 469
- (5) 没収・追徴 469
 - ア 趣旨 469
 - イ 必要的没収 469
 - ウ 必要的追徴 470

2 収賄罪の諸類型 470

- (1) 加重類型 470
 - ア 受託収賄罪 470
 - イ 加重収賄罪 471
- (2) 修正類型 472
 - ア 事前収賄罪 472
 - イ 事後収賄罪 472
 - ウ 第三者供賄罪 473
 - エ あっせん収賄罪 473

3 贈賄罪の基本構造 474

- (1) 趣旨 474
- (2) 主体 474
- (3) 客体 474
- (4) 行為 475
- (5) 主観的要件 475

4 賄賂罪の重要問題 475

- (1) 賄賂罪の保護法益 **論点1** 475
- (2) 一般的職務権限の理論 **論点2** 477
- (3) 将来の職務と賄賂罪 **論点3** 479

- (4) 公務員の転職と賄賂罪 論点4 480
- (5) 職務密接関連行為の理論 論点5 482
- (6) 社交的儀礼の賄賂性 論点6 483
- (7) 恐喝・詐欺罪と賄賂罪の関係 論点7 485
 - ア 職務執行の意思がない場合（第1類型） 485 イ 職務執行の意思がある場合（第2類型） 486
 - コラム 賄賂罪の本質をめぐる2つの立法形式 465
 - コラム 事例問題における収賄罪の成否の判断方法 466

第21講 公務の執行を妨害する罪…………… 487

- 1 総説 487
- 2 公務執行妨害罪の基本構造 487
 - (1) 意義 488
 - (2) 成立要件 488
 - ア 客体 488 イ 行為 489 a 「職務を執行するに当たり」 489／b 暴行・脅迫 490 ウ 故意 492
 - (3) 既遂 492
 - (4) 罪数 492
- 3 公務執行妨害罪の重要問題 493
 - (1) 職務の範囲 論点1 493
 - (2) 職務執行の範囲 論点2 493
 - (3) 職務の適法性 論点3 495
 - ア 適法性の要件 495 イ 適法性の判断基準 497
 - (4) 適法性の錯誤 論点4 499
- 4 職務強要罪・辞職強要罪 500
 - (1) 意義 501
 - (2) 行為 501
 - (3) 目的 501
 - (4) 罪数 501
- 5 封印等破棄罪 502
 - (1) 意義 502
 - (2) 客体 502
 - ア 命令・処分の意味 503 イ 封印・差押えの表示 503 ウ 適法性の要件 503
 - (3) 行為 503
 - (4) 故意 503
 - (5) 罪数 504
- 6 強制執行妨害目的財産損壊等罪 504

- (1) 意義 504
- (2) 主体 505
- (3) 目的 505
- (4) 行為 506
 - ア 1号の行為 506
 - イ 2号の行為 507
 - ウ 3号の行為 507

7 強制執行行為妨害等罪 507

- (1) 1項の罪 507
 - ア 意義 507
 - イ 成立要件 508
- (2) 2項の罪 508
 - ア 意義 508
 - イ 成立要件 508

8 強制執行関係売却妨害罪 509

- (1) 意義 509
- (2) 成立要件 509
 - ア 客体 509
 - イ 行為 510

9 加重封印等破棄等罪 510

- (1) 意義 510
- (2) 成立要件 510

10 公契約関係競売等妨害罪 511

- (1) 意義 511
- (2) 成立要件 511
 - ア 客体 511
 - イ 行為 512

11 談合罪 512

- (1) 意義 512
 - (2) 成立要件 513
 - ア 目的 513
 - イ 行為 513
- コラム 占有屋 502

第22講 犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪…………… 514

1 総説 514

2 犯人蔵匿等罪の基本構造 515

- (1) 成立要件 515
 - ア 客体 515
 - イ 行為 516
 - ウ 故意 516
- (2) 既遂 517
- (3) 罪数 517

3 犯人蔵匿等罪の重要問題 517

- (1) 「罪を犯した者」の意義 **論点1** 517
- (2) 既に逮捕・勾留されている犯人の身代わり **論点2** 518
 - ア 本罪の客体 519
 - イ 隠避の意義 519

- (3) 犯人による蔵匿隠避 **論点3** 520
- 4 証拠隠滅等罪の基本構造 522
 - (1) 成立要件 522
 - ア 客 体 522 イ 行 為 523 ウ 故 意 523
 - (2) 罪 数 523
- 5 証拠隠滅等罪の重要問題 524
 - (1) 参考人の虚偽供述 **論点1** 524
 - ア 内容虚偽の供述書 524 イ 参考人の虚偽供述 524 ウ 内容虚偽の供述調書の作成 525
 - (2) 犯人による証拠隠滅 **論点2** 526
 - ア 犯人による証拠隠滅教唆 526 イ 犯人に対する証拠隠滅教唆 527
 - (3) 他人の証拠と自己の証拠 **論点3** 527
- 6 親族による犯罪に関する特例 530
 - (1) 意 義 530
 - (2) 成立要件 530
 - (3) 共犯関係 531
 - ア 親族と第三者との共犯関係 531 イ 親族と犯人・逃走者との共犯関係 532
- 7 証人等威迫罪 533
 - (1) 意 義 533
 - (2) 成立要件 534
 - ア 客 体 534 イ 行 為 534 ウ 故 意 534
 - (3) 罪 数 534
 - コラム 共同正犯の成立可能性 521

第23講 その他の国家的法益に対する罪…………… 535

- 1 国家の存立に対する罪 535
 - (1) 総 説 535
 - (2) 内乱に関する罪 535
 - ア 内乱罪 535 a 保護法益 536／b 目的犯 536／c 行 為 536／d 必
 要的共犯 536／e 処罰の態様 536／f 未 遂 537／g 罪 数 537 イ
 内乱予備・陰謀罪、内乱等幫助罪 537
 - (3) 外患に関する罪 537
 - ア 外患誘致罪 537 イ 外患援助罪 538
- 2 国交に関する罪 538
 - (1) 総 説 538
 - (2) 国交に関する罪 538
 - ア 外国国章損壊等罪 538 a 客 体 539／b 行 為 539／c 罪 数 539
 ／d 親告罪 539 イ 私戦予備・陰謀罪 539 ウ 中立命令違反罪 540

- 3 逃走の罪 540
- (1) 総説 540
 - (2) 単純逃走罪 540
 - ア 主体 540 イ 行為 541 ウ 未遂・既遂 541
 - (3) 加重逃走罪 542
 - ア 主体 542 イ 行為 542 ウ 未遂 543
 - (4) 被拘禁者奪取罪 543
 - ア 客体 543 イ 行為 544
 - (5) 逃走援助罪 544
 - ア 意義 544 イ 客体 544 ウ 行為 544 エ 未遂 545
 - (6) 看守者等による逃走させる罪 545
- 4 偽証の罪 545
- (1) 総説 545
 - (2) 偽証罪の基本構造 545
 - ア 主体 546 イ 行為 547 ウ 共犯関係 547
 - (3) 偽証罪の重要問題 547
 - ア 虚偽の陳述の意義 **論点1** 547 イ 犯人自身による偽証教唆 **論点2** 549
 - (4) 自白による刑の減免 550
 - (5) 虚偽鑑定等罪 550
- 5 虚偽告訴の罪 550
- (1) 総説 550
 - (2) 保護法益 551
 - (3) 虚偽告訴等罪 551
 - ア 行為 551 イ 故意 552 ウ 目的 552 エ 既遂 553
 - (4) 自白による刑の減免 553
- 6 職権濫用の罪 553
- (1) 総説 553
 - (2) 公務員職権濫用罪 554
 - ア 主体 554 イ 行為 554 ウ 結果 555
 - (3) 特別公務員職権濫用罪 555
 - (4) 特別公務員暴行陵虐罪 556
 - (5) 特別公務員職権濫用等致死傷罪 556

事項索引 557

判例索引 564